

■ 研究論文

公共財としての芸術文化の可能性 ——イギリス芸術支援システムの検討——

金 武 創

はじめに

ゆとりや余暇を重視する傾向が我が国でも年々強まり、地方自治体が余暇行政に取り組む時代になってきた。全国各地で美術館や博物館、音楽ホール等の整備が各自治体により推進されていることに加えて、専門職員のトレーニングが国・県レベルで行われるようになった。また、地域文化の実践という意味でいえば、我が国独特の地区公民館を中心とした生涯学習活動は高く評価できよう。

こうした現状から考えてみると、わが国においては、民間市場での取引以外に芸術・文化分野の財・サービスが公共体から供給されているのは自明のことである。しかし、こうした文化行政の大半が「ハコモノだけ」のハード整備中心ではないかという批判はよく聞かれる¹⁾。

こうした批判が生じる背景には「施設こそがインフラストラクチャーである」という固定的な考えもさることながら、公共体と芸術文化との係わりの不明瞭さを指摘できる。王家や貴族、大富豪に成り代わって、巨大なパトロンとなり得るのは公共体しかないという意見にも一理あるが、そこに個人の自由な余暇選択あるいは芸術家の自由な創造活動が保障されているのか、私的便益とも考えられる芸術文化に関する財・サービスが公的に供給されていることは本当に望ましい姿なのであろうか²⁾。

こうした問題意識から、本論ではイギリスの芸術振興システムを手がかりに、芸術・文化活動に関する公共財の供給をどのように考えたらよいのかを以下の順序で検討するものである。

まず第一に、マスグレイヴとボーモルによる議論を中心として、価値財としての芸術文化供

給システムについて検討を行う。ここでは、芸術文化を創造する芸術家、それらを享受する立場にある地域住民、公共財供給の担い手としての政府という三者の相互関係に注目する。そして、芸術文化に関する政府の役割を「文化インフラストラクチャー」の概念で整理した上で、そこに潜むいくつかの問題点を導き出すことを試みる。

次に、戦後の労働党政権による福祉国家システムの構築及びサッチャー政権によるその解体といった歴史的背景をふまえながら、イギリスにおける芸術支援制度の発展と「効率性」を重視する1980年代の一連の改革といった経緯に注目しつつ、イギリス芸術支援施策の変遷を検討する。そして、芸術文化に関するイギリス政府の価値欲求がどのように変容しつつあるのかを論ずる。

さらに、地域経済が崩壊寸前という状況下で、地域社会における芸術支援のあり方を模索し続ける北部イングランド地方の取り組みをとりあげることで、社会財としての芸術文化の可能性について考える。

最後に、このようなイギリスにおける国と地方の取り組みをふまえながら、今後の公共財としての芸術文化のあり方に言及するものである。

I. 公共財としての芸術文化

1-1 公共財と政府の役割³⁾

公共財とは個人がそれを購入する欲求を持つか否かに関せず（非排除性）、その便益が社会全体に分割できないで行きわたる（集合性）ところの財貨と定義される。それに対して、民間

財は他者に対して外部的な便益または費用をもたらすことなく、分割されて異なる複数個人に別々に提供される財貨といえる。

しかし、実際にはある財がもたらす利益が個人的利益と社会的利益を共にもたらす場合が非常に多く、政府から供給される大半の財が民間からの供給も可能であるという意味で、それらは準公共財といわれる。(例えば排除性はあっても競合性がないクラブ財、市場による供給よりもなんらかの価値判断が働くことで財の供給に公共体に関わる価値財などはこの範疇である)

アダム・スミスの『国富論』では、政府の機能として、1) 国防、2) 司法・警察、3) 個人ではなし得ぬようなある種の公共事業や公共施設の提供があげられており、政府の役割は市場によって不十分にしか供給されない財・サービスの供給にすぎなかった(いわゆる「夜警国家」論)。

しかし、市場経済が発達するとともに、単に国民の生命や財産を守るだけではなく、人々の福祉のための政府の責任という新しい概念が生まれてきた。これは個人主義的な自助努力をモットーとした市場経済のもたらす弊害(いわゆる市場の失敗)の除去であり、政府が社会的弱者を保護し、彼らの最低生活水準を保障することを指す。このような社会は「福祉国家」と呼ばれており、イギリスでは「ゆりかごから墓場まで」といわれる様々な社会保障制度をいち早く整備し、全ての国民がこの制度の恩恵を受けられることを目指した。

しかし、こうした福祉国家の成立は広範な社会保障制度を確立した一方で、それにかかる諸費用は莫大なものとなり、国民負担の増加や財政収支の悪化を招く結果となった(いわゆる政府の失敗)。そして1980年代に入ると、このような弊害を是正するためにアメリカのレーガン大統領やイギリスのサッチャー首相のもとで、財政規模の適正化や均衡財政の実現をめざすようになった⁴⁾。

しかしながら、準公共財については公私両部

門がどのように役割分担すればよいという明確な原則はない。その場合、公共体と民間企業・個人が様々な形でその供給を担うのである。つまり、社会保障を進め、できるだけ準公共財を政府自体から供給しようとする「大きな政府」の考え方と規制緩和や国営企業の民営化を進め、できるだけ政府による準公共財の供給を減らそうとする「小さな政府」の考え方との間で、各国政府は常にバランスを求めて常に模索している。このような政府規模とそのあり方に関する議論は極めて今日的な財政課題といつてよい。

1-2 公共財供給の意志決定過程とインフラストラクチャー

公共的な性格を持った財やサービスは公共体から供給され、我々の日常生活を支えている。次に、こうした公共財、あるいは準公共財がどのような意志決定過程を経て供給されているのか検討してみたい。特に、ある財・サービスが自由市場で交換されるものの、純粋な私有財ではなく、何らかの意味で公的な必要性が認められると決定される場合、考えられ得る二つのアプローチにここでは注目したい。

まず第一の考え方は、多くの個人による選好を納税者のニーズとして政府が正確に把握し、これに見合った財・サービスを供給するものである。これは民主主義的な手続きを利用し、消費者主権を尊重するという意味で公共選択的なアプローチといえる。しかし、この場合、個人は自らの選好をどのように顕示できるのか、それらの選好をどのように集計したらよいのかといった問題が残される。

これに対して、社会が負担する費用と社会が受け取る便益を専門家が想定し、その結果から得られる社会全体の共通利益を実現するために財・サービスを供給するという考え方がある。この場合、社会的費用と社会的便益を測定するものさし＝科学的基準が重要な役割を果たす。その上で、こうした科学的な評価と地域社会に根差した価値基準、例えば、習慣、慣習、伝統

文化を総合的に判断して、財・サービスの公共性が認定されることとなる。

例えば、こうした基準によって社会的評価がマイナスとなれば、住民の選好を阻害してでも、財・サービスの供給は阻止または限定されるだろう。また、逆に社会的便益が大きいと判断されれば、時には住民の選好を無視しても「公的」と判断された財・サービスが供給されることもありうる。こうした考え方を社会的評価アプローチという。しかし、この場合は専門家の果たす役割が大きく、時には独善的な判断がくだされる危険性が残る。

しかし、ともに長所と短所を合わせ持つ二つの意志決定過程の間で、実際の公共財供給にあたっては、常に二者択一が行なわれているわけではない。むしろ、住民の選好をもとにした公共的意志決定と専門家による社会的評価との間で相互にインタラクティブな関係が構築された際、はじめて公共財が適正に供給されるというべきなのかもしれない。

加えて、公共財とは単なるモノやサービスに留まるものではない。それらを供給するシステム自体もまた公共的な性格を持っており、ある意味では、このシステム自体がインフラストラクチャーといえる。

一般に、インフラストラクチャーといえは、道路・港湾・上下水道といった生産工程に間接的に係わる施設である「社会的生産基盤」と教育・医療施設、福祉施設といった人々が生活するのに必要な生活環境施設である「社会的生活基盤」を合わせた総称であり、生産活動と消費活動の共通基盤となる大規模な「施設」と考えられてきた。しかし、単なる大規模施設（ハード）だけで公共財を供給することは實際上困難であり、法・規制や情報通信、貨幣金融制度といった総合的な管理システム（ソフト）は不可欠である。こうした視点でいえば、インフラストラクチャーとは、こうしたシステムと関連づけられた施設の諸機能全般を指すものと位置付けられる。

それでは次に、公的欲求の観点に注目したマ

スグレイヴの理論から、こうした公共財の性格を検討してみよう。

1-3 芸術文化が公共財として供給される根拠の検討

マスグレイヴは、公的欲求の二つの型として社会的欲求と価値欲求を定義している。ともに公共予算を通じて提供される点で公的欲求であるが、それぞれ適用される原則が異なっている。社会的欲求は全ての人々が等量消費の対象とすべきサービスによって充足され、消費者の有効需要に応じて資源が配分される。

一方、価値欲求では、市場を通じて提供され私的購入者によって支払われる部分に加えて、その充足が公共予算によって与えられるほど価値があるものと考えられる場合をいう。したがって、社会的欲求はできるだけ個人の嗜好と有効需要を密接に結び付けようとするのに対して、価値欲求の場合は、ある特定の人々が他の人々の欲求形式に干渉を加える。このように、価値欲求に基づいて公共体から供給される財は価値財と定義される一方、社会的欲求によって供給される公共財を社会財という⁹⁾。公的欲求の側面から、芸術文化について考えてみた場合、その一部については民間財として市場で交換されているが、公共予算からの補助金で成り立っている部分が存在しており、一般的には価値財といえるのではないだろうか。

こうした考え方をさらに発展させたともいえるボーモルとボーエンは『舞台芸術——芸術と経済のジレンマ』において、芸術文化への公的支援の根拠を示している。

芸術文化事業とは本来手仕事であり、他の産業のような技術革新による効率性の向上は期待できず、したがって自由市場だけに任せておけば、社会から駆逐されてしまう。しかし、自由競争社会では競争に生き残れない事業は消滅してもいいのかといえは、そうとは言い切れない面もある。そこで、（１）機会の不平等がある場合、（２）未成年者が芸術文化に触れる機会を提供する場合、（３）公共財、あるいは混合

財として芸術文化事業が人々の共通の欲求に応えようとする場合を想定し、これらの場合は事業資金の一部を政府や自治体が負担してもよいと指摘している⁶⁾。これらはいずれも「のぞましい」価値欲求の基準であり、こうした条件がそろえば価値財として芸術文化事業が展開されることを主張している。

1-4 芸術文化を供給するシステムの検討

それでは、このような「価値財としての芸術文化」は実際にどのようなシステムで供給されるのであろうか。芸術文化分野における政府機能をインフラストラクチャーの概念を参考にしながら分類すると次のようになる⁷⁾。

A) 憲法システム

契約を通じて水平的正義と垂直的正義を実現し得る成文法、憲法に基づく法システム、租税システムを指す。例えば、a) 許認可、免許制度 = 有料イベント開催の届出、公的施設の利用許可、メディアに関する許認可、書店や図書館の自己規制、職業的な芸術家としての免許（例：アメリカの俳優組合）など、b) 租税システム = 芸術家に対する課税、個人所得税の増加による芸術分野の消費減少、娯楽税など、c) 検閲 = わいせつな表現等の制限

(B) 情報システム

科学と文化を基礎にコミュニケーションと意思決定のための知的資産を作り出す情報ストック開発システムを指す。例えば、美術館、学校などの施設を利用したワークショップ、展覧会などの情報発信活動。

(C) 貨幣・金融システム

マネーを供給し管理する貨幣制度。貨幣の支払いを仲介し信用制度を活用する貨幣・金融システム。例えば、地域の芸術市場を活性化させる目的で、地元芸術家の作品購入時に購入資金を低利率で貸し付ける art purchase system。芸術系の教育機関への奨学金制度など。

(D) 経済システム

財とサービスの流通を担う交通・通信・エネ

ルギー供給を担う経済開発システム。例えば、芸術活動への様々な補助金給付は結果的に芸術価格を安価にし、需要を喚起する。また、文化施設を加えた複合的な都市再開発は都市イメージを改善し、民間投資を導く。さらに、文化・芸術活動の存在自体が地域経済活性化のインセンティブとなる⁸⁾。

(E) 社会システム

人間の健康・教育・福祉の発展を担う社会開発システム。例えば、青少年や社会的弱者といった普段芸術とは無縁の人々の潜在的な創造力をひきだし、芸術の享受能力を育成する芸術分野の教育・訓練システム。

以下、このようなシステムを統合し、芸術文化に関連する公共財を供給するインフラストラクチャーを「文化インフラストラクチャー」と定義した上で、その構造について次項で検討してみたい。

1-5 文化インフラストラクチャーの構成要素とその構造の検討

文化インフラストラクチャーは住民、政府、芸術家（芸術団体を含む）という3要素から構成されると考えられる。まず第一に、各要素がどのような期待（達成すべき政策目標）を抱えながら、芸術振興と係わっているのか整理してみたい。

芸術文化に対して、住民は自己実現の達成や心の豊かさを満たすことを求めている。いいかえれば、Quality of Life の追求が住民の達成目標といえる。

一方、芸術家が芸術振興に期待することは自らの創造力をより向上させる社会環境づくりである。したがって、芸術家は Quality of Art の向上を望む。

最後に、政府は住民一人一人の Quality of Life の充実に努める（=Welfare）一方で、Quality of Art の充実は国家繁栄のシンボル（=Glory）と位置づけている。したがって、WelfareとGloryの両者を奨励すること自体が政

府の達成目標といえる。

次に、このような政策への期待を持った各要素から構成されている文化インフラストラクチャーにおいて、各構成要素の相互関係は一体どうなっているのかといった側面から、文化インフラストラクチャーの構造について考えてみたい。

まず、住民と政府は憲法システムと社会システムで結ばれている。憲法システムでは、政府は住民に法を遵守させ、租税をかける。一方、住民は政府に議会を通してコントロールを行う（間接民主主義）が納税義務も生じる。また、社会システムでは、住民が生きがい達成することを支援し、「新社会権」の保障を行う⁹⁾。つまり、Quality of Life という観点からいえば、社会システムは住民が芸術を享受、鑑賞、実践する機会を支援するものである。

次に、芸術家と政府との関係においては、憲法システムと経済システムが存在する。この場合の憲法システムは、芸術的表現を規制する検閲や芸術活動に対する租税、芸術活動への免許制度があげられる。また、経済システムとしては芸術家・団体への補助金給付があげられる。

最後に芸術家と住民との間では市場が存在する。しかし、二種類の市場が存在することに留意する必要がある。第一は住民が求める需要量と芸術家による供給量のバランスから交換が生じる「商業的芸術」市場（the commercial arts market）である。そして、もう一つは価値財と政府に認められ、補助金によって安価になった芸術が交換される「補助金を受けた芸術」市場（the subsidised arts market）である¹⁰⁾。

1-6 価値財としての芸術文化が抱える課題

しかし、文化インフラストラクチャーにはいくつかの問題点が内在しているものと考えられる。それらについて順次検討してみよう。

まず第一に、本論では一貫して芸術文化にはなにがしかの社会的便益があるという前提で議論を進めているが、一方で私的便益しか生じていないのではないかという見解がよく聞かれ

る。前述したマズグレイヴも「芸術に対する公的補助は大衆全体を対象とするが、社会階層による選好の違いから、比較的所得が高い階層に便益が集まる可能性が高いかもしれない」と指摘している¹¹⁾。

第二に、政府による芸術支援は消費者主権による財・サービスの交換を侵害する危険性が考えられる。公的補助を受けた安価な芸術の存在は資源の効率的配分を妨げる可能性がある。芸術に対する補助金給付の利点は自由な市場取引では得られないような希少な財を安価で供給する点である。しかし一方で、可処分所得のうちに補助金分だけが目減りするのであるから、個人の自由裁量権が損なわれるマイナス面も十分考えられる。この場合、多くの個人が欲する財・サービス（すなわち商業的芸術）が相対的に高価となるばかりでなく、少数者のみが欲する財・サービス（この場合、補助金を受けた芸術）ばかりが市場に氾濫する結果を招くかもしれない¹²⁾。

第三に、特に芸術分野では留意しなければならないことであるが、政府によるいきすぎた価値財供給はともすると民主主義システムを脅かすような全体主義に結び付く危険性を内在させている点である。例えば、自由な表現活動が規制され、過度な検閲が行われた苦い歴史を私達は体験している。また「わいせつな表現」と「芸術的な表現」の区別を政府が決定すること自体を過度な検閲と指摘する声もある¹³⁾。さらに同種の批判として、国による芸術分野の教育カリキュラム自体が政府からの嗜好の押し付けではないかという指摘もある。前述した「補助金を受けている芸術分野」については、政府が価値があると考えている以上、国の教育・訓練システムに組み込み、積極的に将来の消費者を育成するだろう。しかし、仮に非常に優れた創造活動であつても補助金を受けていない、すなわち政府からは積極的に評価されていない芸術については、国の教育・訓練システムにも組み込まれることなく、その存在を無視されてしまう。とすれば、政府による価値欲求とはだれが

どのように規定しているのでしょうか¹⁴⁾。

第四に、経済のサービス化や成熟化が進むなかで「産業としての芸術」をどのように「価値財としての芸術供給」に位置付ければよいのかという課題がある。例えば、欧米の大都市では中心市街地を復興させ、経済活動を再活性化させるために文化・芸術活動を巻き込んだ複合用途開発が推進されている。このような開発は都市の持つマイナスイメージを改善し、観光客の増加によるサービス産業の成長や企業立地を促進することで、結果的に都市の税収基盤を強化し、新規雇用を創出する。また、公有地の売却ないしは賃貸からの収入や低利用地の再活性化といった経済効果も地域社会にもたらすことが予想できる¹⁵⁾。しかし、芸術文化活動を地域経済へのインセンティブとして位置付けた場合、経済的な波及効果は十分認められるものの、それは芸術文化が市場メカニズムに完全に依存することを意味する。これでは、経済効果が十分期待できない分野＝自由競争に生き残れない芸術分野は消滅してもよいこととなり、少なくとも価値財の範疇で公共財としての芸術文化を論ずることはできなくなるであろう。

このように、文化インフラストラクチャーにおいては、納税者主権と相反し、適正な公共財供給が困難になる危険性が常に存在するが、この矛盾を解決する二つの条件を最後に考えてみる。第一の条件は地域社会における「創造性」の重要性を納税者自身が認知することである。それは芸術家の創造性を一種の「地域資源」とみなし、それらを行行使する機会を地域社会の構成員である納税者自身が保障することを意味する。すなわち、住民が芸術家の創造性を試すチャンスを確認し、結果如何に係わらず、それらを許容することといえる。このような芸術家の実験（try & error）の権利を地域住民が十分認知していれば、行政や政府も芸術家の実験を一つの地域資産と認め、総合的な観点から芸術振興を推進することとなろう。その時はじめて、芸術文化振興が地域社会の繁栄に結び付くと考えられる。

次に、文化インフラストラクチャーに多種の財源及び多様な価値基準を持つ意志決定システムが内在される必要がある。これは文化インフラストラクチャーの意志決定過程において、財源分配の価値判断を単一の団体（例えば政府）が行うことを防ぐものである。中央政府と地方自治体、財団等の各非営利団体、さらには企業といった具合に芸術支援の財源が複数化することはそれぞれが独自の基準で芸術支援を行うことに通じる。したがって、このような財源の複数化は支援対象の多様化を保障するものであり、結果的に特定芸術分野への支援の偏在を避け得ることに結び付くだろう。

これら二点は「芸術家の創造性」と「多数の納税者の多様な価値観」を文化インフラストラクチャーにおいて結び付ける前提条件である。こうしたことから考えると、文化インフラストラクチャー内に価値の多様性が保障されることこそが「首長の独善」¹⁶⁾を未然に防ぎ、「芸術家の創造性」と「多数の納税者による多様な価値観」を結び付ける最大の課題といってよいのではないだろうか。

II. イギリスにおける芸術振興とその転換

2-1 福祉国家とサッチャリズム¹⁷⁾

第2次世界大戦後、イギリスはケインズ主義的な財政政策及び需要管理政策を展開する中で、公的扶助の充実と経済の計画化による完全雇用の実現を目指してきた。特に「ゆりかごから墓場まで」と称賛された高いレベルでの福祉制度の確立は基幹産業の国有化や労働組合との協調とともに優先課題の一つであった。

この時期のイギリスの政策目標を端的に言えば「福祉国家」の実現である。このような考えは1918年における労働党の綱領（Labor and the New Social Order, 1918）及び第2次世界大戦時のビバレッジ計画（Social Insurance and Allied Services, 1942）などによって代表されるものである。そして、これはサッチャー政権以前の戦

後イギリス歴代政府における共通の政策目標といえる。このような保守党か労働党を問わない政策協調のスタイルは「コンセンサス・ポリティクス (consensus politics)」, あるいは「バツケリズム (Butskellism)」と呼ばれている。

戦後から1950年代にかけては、古い資本主義経済の課題であった不況や独占の弊害、所得の不平等が徐々に解消される一方で、失業率も1%台が維持され、物価も安定的であり、福祉国家制度がほぼ整備されつつあった時期といえる。

しかし、それ以降については、経済成長と国際収支のバランスを重視する経済政策である「ストップ・ゴー政策」がとられた結果、企業の投資意欲が減退し、生産性の上昇が見込めず、産業構造の転換も間々ならなくなった。長期的にみれば、イギリスはこの時点から国際的な経済競争力を徐々に失っていったのである。

さらに、1960年代後半からは、イギリス経済は1) スタグフレーションによる物価の上昇、2) 失業者の増大、3) 国際収支の悪化といったトリレンマに陥り、先進諸国間で最も深刻な経済状況であった。同時に、このような経済状態の悪化は福祉国家のつけとしての財政赤字を生み出すこととなった。そして、経済的な活力を失ったイギリスの姿は先進諸国の行く末を危ぶむ悲観的な将来像として「イギリス病」と呼ばれた。この結果、1970年代後半には世界経済全体が次第に立ち直りつつあった一方で、イギリスについては、前述したトリレンマからの脱出は容易ではなく、福祉国家体制の見直しが避けられなくなってきたのである。

1979年に登場したサッチャー政権はこれまで継承されてきた「福祉国家と完全雇用の実現」政策放棄を図った。具体的には、1) 規制撤廃・物価・賃金、配当、信用及び外国為替相場に対する管理の廃止、ケインズ主義的な完全雇用のための介入を否認、2) マネタリズムによる金融政策、3) 公共支出の削減・減税と歳出削減、税制改革、4) 民営化・補助金整理、国营企業の民営化、公営住宅の払い下げ、5) 地

方行政改革、6) 労使関係の改革を次々と断行していった。

基本的には、サッチャリズムとは効率と利潤を追及し、政府の役割をできるだけ小さく考えるサッチャー政権の政治的信条といえる。1980年代において、こうした政策は実行されていたものの、多方面からの抵抗を受けた結果、十分な成果を得るにはいたらなかった。これらの具体的な政策に対する評価は現時点でも分かれているが、「大きな政府＝公共支出の増大」を前提とする福祉国家への決別という意味では、1980年代のサッチャリズムの登場は戦後イギリスのターニング・ポイントであったと評価できる。

次項では、このような政策全体の方針転換が1980年代以降の芸術振興にどのように影響を及ぼしたのか、あるいは及ばなかったのか考えてみたい。「市場の失敗」による資源の最適配分の不平等と「政府の失敗」による政府の肥大化というジレンマのなかで、1980年代以降のイギリス芸術振興はどのように変容していったのであろうか。

2-2 イギリスにおける芸術振興制度の整備

2-2-1 歴史的経緯

工業化が進み、生活が豊かになった19世紀後半のイギリスでは、より多くの人々が自由時間を確保できるようになり、余暇を楽しむようになってきた。そこで、こうした自由時間を過ごす手段として、その自由裁量の範囲内で地方自治体は暴力や犯罪につながる飲酒、賭博といった「有害なエンターテインメント」を非価値財として制限する一方で、いわゆる「害のないエンターテインメント」といえる芸術文化を価値財として奨励した¹⁸⁾。

イギリスにおける芸術文化関連の価値財供給といえば、図書館整備と博物館・美術館の整備がその最初の取り組みである。したがって、図書館や博物館・美術館が整備された過程をふまえた上で、イギリスにおける芸術振興が推進された経緯について検討する必要がある。

はじめてイギリス政府が芸術文化と係わりを持ったのは、1753年の大英博物館及び大英図書館の整備である。その後、ナショナル・ギャラリー（1824年）、テート・ギャラリー（1890年）と国営の美術館が整備された。いずれも貴族や豪商の非常に高額な個人コレクションを買い取ったもので、政府はこれらを収蔵するための施設を整備した。イギリスに限らず、欧米の美術館発展史には、王侯貴族や大富豪が搾取してきた莫大なコレクションを人民に開放するという革命時代の啓蒙主義思想、及び為政者が身内で芸術家を養成し、社会にその芸術を活用させて成果を還元しなければその権力の有効性が疑われるという中世の宮廷趣味が背景にあるものと思われる¹⁹⁾。

法律面でみると、「人口一万人以上の地区には科学と芸術に関する博物館を設立する」ことを定めた博物館法〔The Museum Act〕が1845年に制定されたのがはじまりである。その後、同様の趣旨である公立図書館法〔The Public Library Act〕も制定され、これらによつて全国各地で博物館・美術館や図書館が整備されるきっかけとなった²⁰⁾。

その一方で、豊かな工業地帯においては、地方自治体がコンサートホールやアートギャラリー、博物館、図書館などを整備した。同時にこうした施設を担うべく劇団や交響楽団といった地元根付いた芸術集団が結成された。もちろん、この背景には観客、つまり、物質的に豊かであり、自由時間を確保している地域住民の存在を忘れてはならない。また、海岸線のリゾート地や温泉用地などのいわゆる観光地が形成されたのもこの時期にあたる。これらの各地方自治体は訪れる観光客を楽しませるためにいずれもエンターテインメントを必要とし、結果的には、工業都市と同様、様々な余暇施設や実演団体が地元自治体によつて整備・運営された。加えて、地元住民や観光客に飽きられないようにするために、各都市・地域はエンターテインメントを相互に供給し合うシステムを構築した。これが今日の交響楽団による地方公演や美術館の

収蔵作品による巡回展の起源である。

こうして、19世紀末から20世紀にかけて、各地方自治体で芸術振興が推進されたが³⁾、中央政府による実演芸術の振興はCEMA〔Council for the Encouragement of Music and the Arts〕がその起源である。アメリカのビルグリン財団とイギリス政府により設立されたこの組織は戦時下における国民の娯楽を確保することを目的とした非営利機関であった。そして、戦後この組織を引き継ぐ形でイギリス芸術評議会〔Arts Council of Great Britain〕が設立された²¹⁾。

設立に尽力したケインズは芸術評議会の活動目的として「芸術活動の脱中央集権化、地方への拡散」および「ロンドンを芸術の都とすること」の二点を強調している。その後、1960年代の労働党政権下において、イギリス芸術評議会はその助成範囲を拡大し、1967年には改訂ローヤル・チャーターに基づく特殊法人となり、以下のような活動目的を掲げるに至った²¹⁾。

- (a) 芸術に関する知識、理解、及び実践の普及と改善
- (b) イギリス国民の芸術へのアクセスビリティの増加
- (c) 政府機関、地方自治体、その他の団体への助言と協力

それでは、この芸術評議会はどのように運営されているのであろうか、次項ではこの点を中心に検討したい。

2-2-2 芸術評議会と arm's length

イギリスの芸術振興制度は政府が直接関わっていない点に特徴があり、非営利組織であるイギリス芸術評議会（The Arts Council of Great Britain）が実際の助成活動を推進している。

arm's length principle（自立と支援の原則）とはイギリスにおける有名な芸術支援原則である。このような芸術評議会を仲立ちとした政府と芸術家との関係は（1）政府機関からの独立に加えて、（2）政府による不当な検閲の禁止、

(3) 議会(選挙で選ばれた議員)からの独立を保障するものである²²⁾。政府が直接的に芸術を奨励すると、芸術の自由を奪う危険性があるため、この原則の下では、政府は直接芸術家と係わらない。政府の役割は芸術評議会に財政的な援助を行う点に限定される。そして、芸術振興に関する権限や各団体への予算配分はこのイギリス芸術評議会が独自に行うものである。

このようなシステムによって、評価における専門性が保障されると同時に、資金配分における自主性が尊重されることとなった。また、芸術文化に対する公的支援の増大と芸術創造活動の自由を同時に保障できるこの仕組みはイギリスだけでなく英連邦諸国で採用され、イギリス型の芸術支援システムと呼ばれている。

2-2-3 予算規模と予算決定過程²³⁾

1991/92年の年報によれば、芸術評議会全体の予算規模は約2億500万ポンド(約328億円)であり、その大半が政府からの配分である。そして、これらの予算はイングランド各地の10の地域芸術委員会と各地で活動する芸術家・芸術団体に配分されている。しかし、予算全体の1/5がロンドンを本拠とするナショナル・カンパニー(国営芸術団体)に配分され、さらに芸術評議会から直接助成を受ける芸術団体もロンドンに多いことから、ロンドンへの助成金集中の傾向がわかる。このことはロンドンとそれ以外の地方との間で一人当たりの予算配分にかなりの格差があることから理解できる。

また分野別にみると、多様な表現形態があるにもかかわらず、音楽が34%、演劇が28%、ダンスが14%と三分野で予算の大半を占めている。この傾向は毎年ほぼ変わらないことから、固定された予算配分として問題視されている。

arm's lengthにもとづいて、予算決定過程は非常に複雑なものとなっている。まず第一に、芸術評議会から政府に対して、政策に関する具体的なアドバイスが寄せられる。次に政府はこの助言をもとに政策を立案し、財源を芸術評議会に支給する。そして、芸術評議会はその政策を

実行し、財源を各団体へ分配し、予算を管理することとなる。

しかしながら、本来、単年度で政策の可否を検討しづらい芸術振興が毎年の予算編成時に査定を行わなければならない点がこれまでは最大の課題といわれていた。つまり、次年度の政府全体の予算規模が決定した後でなければ、芸術評議会の予算が決定されない。したがって、各団体は受け取る補助金額も前年度には把握できず、次年度の活動規模が決定できないことになる。結果的に、このような予算過程では芸術評議会が政策を助言する時間が政府の予算決定から予算執行期限までと極めて限定されてしまうこととなる。加えて、政府予算規模の変動に応じて芸術予算の規模も無原則に変動してしまう可能性がある。

こうした問題点を解消するために、1989年から芸術分野に限って長期予算が認められるようになり、年間3%のインフレ率を考慮した3か年分の予算が保障されることとなり、永年の懸案は解決した。しかし、インフレが3%以上であった年度については予算が目減りしてしまうという新たなジレンマが生じている。

2-3 イギリス芸術支援システムの改革とサッチャリズムの影響

イギリス経済の再活性化と公的支出の削減を目指したサッチャリズムがイギリスの芸術振興システムの改革に対して明確な影響を与えた点について、その内容を以下検討したい。

その前に、サッチャー自身の芸術振興に対する考えを彼女の回顧録から抜き出してみよう。芸術振興に関しては「(芸術的才能は)計画できるものでなく、予測不能であり、極度に個人的である。国家がそれを厳格に管理し、助成を行い、所有し、決定することは、才能をしぼませることになる」と国家が芸術支援を行うことには懐疑的な見解を述べている。しかし、続けて「私がダウニング街にいた間に、中央政府の芸術への出費が大いに増加したことを決して後悔したことがない」とも述べている。

結局、彼女自身は「民間部門がもつと資金を調達し、ビジネスの機敏さと効率性を文化機関の運営に持ち込んでほしいと願っていた」と自らの願望を述べており、芸術振興へのサッチャリズムの影響は十分予想できる²⁴⁾。それでは、その改革の経緯を順次追ってみたい。

2-3-1 「庭園の栄光」—効率化による地方芸術レベルの向上—

1984年、イギリス芸術評議会ははじめてこれまでの政策方針を見直し、これを「庭園の栄光」という報告書にまとめた。

この報告書では、その序章で「我々は芸術に関しては二つの国民に分かれて生活している。ロンドンに住む人々とそれ以外の地方に住む人々に」²⁵⁾と述べ、芸術評議会の予算が首都ロンドンに多く投資され、芸術の中央集権化が進められた点を問題視している。そして、今後の政策の柱として、以下の4つを挙げている。

- (1) 地方で供給される芸術水準をロンドンのレベルまで向上させる
- (2) ロンドン以外の大都市への助成を重視すること
- (3) 芸術予算の歴史的な形態間の不均衡是正
- (4) 地方自治体や民間企業からの資金提供の重視

具体的な方策としては、芸術振興における民間資金の導入（いわゆる企業メセナの奨励）と地域芸術協会への権限移譲、芸術分野間の不平等の是正、「収入援助受給団体」向け補助金の大胆な整理等が行われた。その結果、民間資金の導入については「企業後援事業振興計画」が進められ、民間企業が芸術活動に寄付を行った場合に政府が一定割合の補助金を助成することとなった。また、地域芸術協会への管轄移管も一部進められ、芸術分野間の不平等については、オペラに対する資金配分の増加率が抑えられている²⁶⁾。

2-3-2 Wilding report—地域芸術協会の合併・中央集権化—

さらに、芸術支援の効率性を求めて、イギリスの芸術関連の財源構造に関する報告書が国立会計院から発表された。Wilding reportといわれるこの報告書は（1）地域芸術協会（Regional Arts Associations：以下RAAs）の合併・統合の推進及び（2）地方芸術委員会（Regional Arts Boards：以下RABs）の機構改革を打ち出している。

まず第一に、効率的な運営のためにイギリス国内に15あるRAAs（イングランド12、スコットランド、ウェールズ各1）は合併・統合が望ましいと提案され、結局、1991年10月には12から10へ合併・統合されたのである。

次に、合併・統合と平行して、各地方で独自に芸術振興を行い、あくまで中央との緩やかだが独立した関係を保っていたRAAs自体がRABsと改編され、イギリス芸術評議会の下部組織として明確に位置づけられた²⁷⁾。

このような合併・統合及びRABsへの移行は中央政府による財源の効率的運用という意味では十分評価できる。しかし、該当地域における芸術享受機会という側面では、合併・統合の評価は全く異なるものとなる。また、このRABsの機構改革はイギリス芸術評議会への中央集権化とも評価できる。そうした意味では、これらの政策「庭園の栄光」での主要課題であったロンドンと地方との芸術享受機会の格差是正については全く逆行するものと評価せざるを得ない。

2-3-3 A Creative Future—新たな枠組みを求めて—

1990年3月、Wilding reportを受けて、芸術相は国会での演説、及びイギリス芸術評議会議長への手紙において、地域芸術協会や公的団体を交えた共同作業によって、イギリス芸術評議会が芸術政策を調整することを要請した。そして「芸術とメディアに関する国家戦略（National Arts and Media Strategy）」検討委員会が公的な

芸術支援団体 (Arts Council of Great Britain, British Film Institute, Craft Council), 地方芸術委員会 (Regional Arts Board), 地方自治体関係者, 美術館・ギャラリー関係者で構成された。さらにこの検討委員会は1991年秋から翌年夏にかけて, 全国各地で60回以上のセミナーを開き, 新たな芸術政策に関する議論が重ねられた。このような多くの声を聞き, 共同作業を通して, 芸術政策を形成すること自体がイギリスでもはじめてのことであり, それだけに今後の芸術政策への危機感がうかがえる。このような討議結果の中間報告が1992年4月に 'Towards a National Arts and Media Strategy' としてまとめられ, 1993年1月には最終報告書として 'A Creative Future' が出版されている²⁸⁾。

この 'A Creative Future' をふまえて策定された, 今後のイギリス芸術評議会の3ヶ年計画である 'Arts Council Corporate Plan 1993/94-1995/96' によれば, 1967年の改訂ローヤル・チャプターで述べた3つの課題は以下の4つのより高度な課題へ改められるべきだとしている²⁹⁾。

- (1) 芸術的な質の追求 : 創造性の水準の改善
- (2) 芸術へのアクセス : 芸術を体験する人々の数や範囲の増加
- (3) 芸術経済の成長促進 : 芸術に有用な財源全体の増加
- (4) サービスの質の追及 : 大衆や芸術に対する有用な財源の範囲で最も高い水準で多様なサービスを供給

1967年の憲章と比較すると, 特に(3)芸術経済の成長と(4)サービスの質の追求に注目する必要がある。租税による公的財源が今後もそれほど増加しないにもかかわらず, 住民のニーズはますます増加・多様化する傾向にある。そのような財源と公共サービス供給量とのバランス問題に対して, 公的資金だけにこだわらず, とにかく財源を確保することが最優先という姿勢がここからもうかがわれる。

このように, 1980年代以降, イギリスの芸術振興制度は民間財源の導入, つまり中央政府負担による芸術活動支援の段階的軽減を目指しており, 一連の芸術財源システム (Art Funding System) 改革が現在も続けられている。特に, その性格は中央政府の役割を地方芸術委員会や各芸術団体への指導や助言, 全体的な調整程度に限定する一方で, 財源問題もふくめて様々な権限を現場に移管する点が特長であるといえよう。

2-4 イギリス型芸術支援システムの抱える課題

このようにサッチャリズムの影響を受けたイギリスの芸術支援システム改革であるが, その中核を担うイギリス芸術評議会の今後について, 三つの問題点を指摘してみたい。

まず第一に 'A Creative Future' では「芸術家の失敗する権利は実験する義務に置き変わるべきだ」と明言しているものの, 現実には芸術支援の対象分野がすでに評価が定まった芸術分野に限定されている点は問題である。例えば, アマチュアによる芸術活動は支援対象にない。また, すでに評価を確立している芸術分野であれば支援されるが, エンターテインメントであったり, 実験的で既成概念では評価しようがないものは全く門前払いというのが現状である。「イギリス芸術評議会は評議会職員を除いて, アマチュア (の芸術家) を支援しない」と皮肉られる始末である。

第二に arm's length の形骸化³⁰⁾ があげられる。芸術評議会は独立した非営利機関といわれながら, 自ら予算を決定できない上に, 人事などでも政府に拘束されている。その独立性は疑わしく, 単なるキャンペーン団体にすぎないという指摘もあり, この点は「(芸術評議会)は政府と芸術家とのポートフォリオにすぎない」と揶揄されている。その評判を決定的にしたのは, 1994/95年度の予算編成において, 芸術評議会への予算割当が政府によって大幅に削減された結果, ロンドンの2つの交響楽団や地方のオペラ, 劇団等への助成金を打ち切ったことであつ

た。この措置が政府全体予算の大幅削減の波及した結果にすぎないということから、その予算案を受け入れた芸術評議会に対して芸術団体は不信感を抱き、「どちらの味方なの（Whose side are they on?）」と指摘される始末であった。また、同様の問題として「芸術官僚」の弊害も指摘できる。国会議員から芸術文化への干渉を阻止している点では arm's length は成功しているが、前述のとおり、芸術評議会の官僚自身は政府から独立しているとはいえない。したがって、だれからも（もちろん政府からも）公正中立である芸術官僚の存在自体が疑われてしまうのである。

第三の問題はサッチャリズムの影響で、市場の効率性を芸術振興制度に導入すること自体は推進されたが、どこまでその効率性を追及するのかについてのコンセンサスが政府と芸術評議会との間でとれていない点である。芸術文化の経済的価値については、雇用や地域経済、都市再開発などの面で高く評価されている。地方レベルでは、地方芸術委員会と地元自治体との連携が進み、総合的な地域政策として芸術振興が推進されているケースが目立つ。これに対し、中央レベルで（特に芸術評議会側が）全くこの問題に関心がないことは問題といえる³¹⁾。

しかし、今後、イギリスにおける芸術振興システムは1980年代以上にその性格を大幅に変える可能性がある。これまで芸術分野は図書館、ギャラリー、博物館・美術館とともに、教育省管轄下の芸術図書館庁に属していた。しかし、1992年総選挙の結果、各省庁にまたがっていた余暇活動に関する諸分野が統合され、国民文化財省（Department of National Heritage）として再編された。しかし、この再編によって、芸術分野はギャラリー、博物館・美術館グループと分離させられ、余暇行政の新たな財源確保として期待される「国民宝くじ(National Lottery)」グループに組み込まれることとなった。教育行政の一環として推進され、新社会権の保障を目的とした芸術の振興がメジャー政権によるこの再編によって、中央政府レベルにおいては、余

暇産業ないしは余暇産業を支援する分野として新たに位置付け直されたことをこの改編は意味している。

さらに、すでに述べた通り、1994/95年度における政府からの予算削減措置によって、イギリス型芸術支援システムの根本概念であり、芸術評議会の存在理由といえる arm's length が十分機能していないことは明白となった。すでに、毎年多額の補助金を受けている芸術団体の一部は助成の継続を求めて国民文化財省と直接交渉を行いはじめている。したがって、芸術団体と政府の仲立ちをするはずである芸術評議会の存在意義は薄くなっているといえる。

こうしたことから、芸術の経済的側面をより重視するイギリス政府の姿勢＝サッチャリズムの影響は明らかである。したがって、こうした政府機構の改革は今後のイギリス芸術評議会の存在基盤を脅かす可能性がある³²⁾。

次章では、こうした中央レベルでの変化を受けて、地方レベルではどのような対応が進められているのかを検討してみたい。

Ⅲ. 社会財としての芸術文化の可能性

—北部イングランド地方の実践から—

3-1 地理的・歴史的背景

3-1-1 イギリスにおける南北格差問題

我が国では東京と地方との格差の解消—いわゆる東京一極集中問題の解消—が盛んに主張されているが、イギリスにおいても同様の問題—ロンドンへの一極集中すなわち中央集権化—がしばしば指摘される。他の政策と同様、サッチャー政権における一連の地域政策は、福祉政策的な資金の再分配ではなく、市場メカニズムを通して労働生産性と収益性を上昇させることである。しかし、系年的な失業率データをみれば、経済的な南北格差は厳然として残っており、1990年代にはその一部地域がE Cの最貧困地域に指定されることを望んでいるほどである³³⁾。

歴史的にみれば、1972年にヒース政権下で成立した地方自治法は地方自治体の境界線を引き

直し、大きな単位にまとめるものであった。さらに、サッチャー政権は1986年の大ロンドン市庁の廃止に代表されるように、中央集権化を進め、地方及び都市の行政権を侵食する姿勢を強めていった。また、製造業分野において、収益性の高いエレクトロニクス産業、そしてサービス業でいえば成長が期待できる対企業向けサービス業のいずれもがイギリスの南部地域に集中して立地していることから、サッチャーの地域振興政策は結果的にはイギリスの南北格差を拡大し、強化しただけであるという評価もみられる³⁴⁾。

さらに、政治権力の中央集権化を重大な問題として例えば以下のように指摘する声もある。「中央集権に向かうあらゆる動きの中で最も根本的に重要だったのは、かつては中央に対して非常に効果的な力の均衡を保っていた地方権力が力を削がれてしまった」「しかし、地方が必要なものをその査定に基づき、中央が認可するという方法で地方の財源を封じる原則の下、警察、消防、学校、ポリテクニクなどのいずれにおいても、政府の改革の全体的な傾向は地方議会からその責任を取り除く方向に向かっている」³⁵⁾。

3-1-2 地域社会における芸術振興の歴史的背景

歴史的にみると、イギリスの地域社会における（芸術も含めた）文化振興は地方自治体が中心に担ってきた。

19世紀後半には、各地方自治体は下水道や道路といった社会基盤整備を行うようになり、その後は公営住宅の整備や社会サービスを実施するに到った。そして、第2章で述べたように、豊かな工業都市やリゾート地を中心に文化施設が整備され、結局1960年代までに芸術文化分野は社会サービスの一つとして認知されるようになった。

一方、第2次世界大戦後、国全体ではイギリス芸術評議会が設立されたものの、その設立趣旨にもかかわらず、地方における芸術振興はなおざりであった³⁶⁾。しかし、1958年にミッドラ

ンド地方で、1961年には北部イングランド地方で全ての芸術分野を支援対象とする地方芸術協会（Regional Arts Association）が地元自治体及び地元企業によって設立された。その後、この北部イングランド地方芸術協会をモデルとして1970年代までにはイギリス全土に同様の組織が設立された。当時、これらの組織はいずれも地域主体の非営利組織であり、各地方組織はそれぞれ地域の実情に合わせた芸術支援活動を展開していた点を忘れてはならない。

3-2 Northern Arts Board（北部イングランド地方芸術委員会）の取り組み

3-2-1 地域の概要

北部イングランド地方とはスコットランドとの境界にあるイングランドの北部一帯を指す。また、その全面積は15,421km²であり、イギリス全体の6.4%を占めている。地域（Counties & Regions）としては、Cleveland, Cumbria, Durham, Northumberland, Tyne & Wear から構成されている。また、地域の性格としては、かつて大都市圏（Metropolitan Counties）であったTyne & Wearを中心とした西部が都市地域である一方で、Cumbriaを中心とした東部は自然的地域といえる。

人口についてみると、総人口は1990年現在約308万人であるが、大半がTyne & Wear（112万人）に集中している。そのうち最も人口の多い都市はSunderlandで約30万人、次いでNewcastle upon Tyneが約28万人と続いている。しかし、全国的には最も人口減少率（-0.2%：1981-1990年）が高い地方の一つである。

地域社会の状態を総合的にみると、全国的に最も衰退している地方であると評価せざるを得ない。例えば、住宅所有率（60%：1990年）及び16歳青年の就学率（61.1%：1990/91年）は全国で最も低い。また、失業率（10.4%：1991年）は北アイルランドを除いて最も高く、この十年間の犯罪増加率（75%：1981-1990年）は全国で最も高くなっている。さらに一人当たりの社会保障給付は北アイルランドに次いで高く、自

治体の福祉負担が重いことが考えられる。

また、経済的にみても、生産性が低く、最も貧しい地方であることがわかる。国内総生産（GDP）では222億ポンドであり、全国の4.7%を占めているが、一人あたりの国内総生産でみると7233ポンドにすぎず、全国平均の9割以下である。また、週あたりの賃金も196ポンドであり、全国で最も低い水準にある³⁹⁾。

3-2-2 Northern Arts Board（北部イングランド地方芸術委員会）の概要

このような最も貧しい地方の一つである北イングランド地方を管轄している地方芸術委員会が Northern Arts Board（北部イングランド地方芸術委員会：以下NABと省略）である。その前身は当時のニューカッスル市長の呼びかけにより、1961年に設立された NEAA(North Eastern Association for Arts) である。当時の設立目的は(1) 1959年に設立されたニューカッスルを本拠地とするノーザン・シンフォニア・オーケストラの支援、(2) 地域規模の芸術の奨励であった。その翌年には、地元自治体や産業界からの基金が集められ、2,500ポンドの助成を各団体に行っている³⁸⁾。そして、現在も地域における芸術を集約的に支援、振興するための様々な政策を遂行している。

1992/93年の年間予算は約640万ポンド（約102億円）である。歳入については、イギリス芸術評議会からの助成がその約8割を占めており、それ以外の収入は地元の地方自治体や British Film Institute などから得ている。また、過去5年間の予算規模は金額ベースでは毎年増加傾向にあるが、担当者によれば、これはインフレ率を加算しているだけであり、実質的には横ばい状態にすぎない。そして、1993/94年については約2%の減額になる見通しとなっている。また、分野別の歳出をみると、実演芸術が最も多く約188万ポンドであり、以下企画及び地域開発が146万ポンド、総務及び広報サービスが124万ポンドとなっている。また、各団体別ではノーザン・シンフォニア・オーケストラ

が最も多く助成金を受けている³⁹⁾。

現在のNABの活動業務は(1) 実演芸術—音楽、オペラ、演劇、ダンス、パントマイム、文学における職業的な制作及び創作の支援／芸術家及び芸術活動団体への支援／特定分野の芸術活動の公演及び普及、(2) 視覚芸術—視覚芸術、クラフト、写真分野における実践活動への支援（展覧会開催、芸術家への助成）／作品購入の経済的促進（地元芸術家3000人の作品スライド・インデックスの作成、パブリック・アートの奨励、地元作品購入者への利子補給）、(3) 出版及び放送—写真、映画、ビデオ、出版、文学、音楽文化や放送・レコード産業に対する支援、(4) 企画及び地域開発—地域芸術開発部局(LADAs: Local Arts Development Agency) の地域相互のネットワーク間の資金援助と開発／教育における芸術振興、障害者及び文化的多様性と芸術振興／優先される芸術政策の検討、(5) 総務及び広報サービスに分担される。

3-2-3 1991年の機構改革と今後の課題

1991年に国の芸術振興制度が改革されるのに伴い、全国の地域芸術協会はイギリス芸術評議会の下部組織である地域芸術委員会として再編された。そして、NABはこうした変化を受け入れ、新たな5ヶ年計画（Policy & Objective 1991-1996 ‘promoting the arts in the North’）を策定した。そこでは、果たすべき3つの義務を(1) 住民に対する義務—アクセスと有用性、(2) 芸術に対する義務—芸術的な制作品の質、(3) 選択に対する義務—財源、経営、振興と明記している⁴⁰⁾。

住民に対する義務とは、NABが住民からの租税を基に運営されているにもかかわらず、芸術はごく一部の少数者にしか楽しまれていないという現状を改善することである。したがって、より多くの住民が日常生活における価値あるものとして、芸術を実践したり、楽しんだりすることを保障する義務といえる。そして、この義務は地元自治体との連携のなかで果たされるものである。さらに、地域における文化面での少

数者及び芸術を享受しにくい人々－黒人やアジア人、障害者－に対する芸術の普及は優先されるべきであると述べられている。

芸術に対する義務とは、常に地元の芸術活動の質の向上を目指すことであり、芸術を単なる歴史的な遺産としてのみ捉えていないことを意味する。つまり、芸術の質こそが重要なものであり、新しい解釈や批評、芸術的な刺激に重点的に投資することを重要視している。同時にこのような「芸術の質」は全国的で国際的な基準で判断されるべきであり、こうした基準による支援を述べている。

選択に対する義務とは、芸術に対する基準をつくり、実際に支援し、それに対して責任を持つことである。その理由は芸術に対する支援は無限に必要なものに対し、時間と資金はともに有限であるからである。そのために、NABは政策を立案し、課題を設定し、芸術家の業績に対して資金を分配しなければならない。加えて、地元自治体や第三セクターによる芸術への直接的な支出の増加を奨励することやNAB自体の財源を増加させることで、北イングランド地方における芸術への資金援助を最大化させようとしている。

さらに、NABはこれらの義務に対応した6つの課題を明示している。

- 1) 地方自治体や他の団体と共に、10年以内に地域で活動する芸術組織に関する北イングランド地方全体におけるネットワークを完成させる。これによって、北イングランドの住民が芸術を享受するために、わざわざ他地域へ足を運ばなくてもすむようになる。
- 2) 国際的なレベルの展覧会の開催、新たなコンサート会場の新設、豊かで多様でかつ有用な実演芸術、視覚芸術、出版、放送芸術の企画・プログラム等の増加
- 3) 芸術の形態や作品の規模にかかわらず、全国的にも国際的にも高い水準を達成する芸術家への支援。

- 4) 芸術家個人を支援できる知識を持った地域のリーダーの育成。
- 5) 経済的支援の強化や財源の拡大、財源の効果的な運用等による財源の最大化及び拡大。
- 6) 地域的、全国的、あるいは国際的な視点から、北イングランドにおける芸術の質や多様性、有用性の奨励。

企画・地域開発部長のアンソニー・ディクソン氏は北イングランド地方経済の停滞状況を前提に芸術政策も立案せざるを得ず、住民に対する義務が芸術振興にあたっての最優先事項となると言及している。そして、教育や福祉分野における地方財政規模の縮小が全国的に進められる中で、北イングランド地方における芸術振興は住民に対する選択的サービス供給の役割だけではなく、その経済的効果や社会的効果も当然期待されることとなる。

前述のディクソン氏は「例えば、鑑賞する人間が限定されるオペラへの助成ばかりが（経済的に疲弊したこの地域における）税金の有効的な利用とはいえないだろう」と示唆する⁴¹⁾。つまり、第1章で述べたマスグレイヴの公共財の議論と合わせて考えれば、NABが考える芸術支援機関の役割とは芸術家・芸術団体による自由な創造活動への経済的な保障といういわば「価値財としての芸術文化」に留まるものではない。むしろ、創造された芸術作品やパフォーマンスをできるだけ多くの地域住民が普段生活するなかで知らないうちに享受できるという意味での「社会財としての芸術文化」を模索している。したがって、芸術振興の主要な課題も多様な機会による芸術へのアクセスを改善することであり、場合によっては雇用政策、福祉政策、教育政策、観光政策、都市イメージ戦略にも結び付く複合的な政策だといえる。

このような「多様な機会による芸術へのアクセスの改善」の具体例を紹介するために、こうした事業を北イングランド各地で実践しているArtists' Agencyの活動を最後に紹介したい。

3-3 芸術家と地域社会を結び付ける Artists' Agency

Artists' Agency とはプロジェクト提案とその調整を通して、北イングランド地方で芸術とビジネス、公共サービス、地域社会を結び付けることを目的に1983年2人の女性が設立した慈善団体である。毎年、前述したNABから助成金(51500ポンド:1992/93年)を受けるのをはじめ、官民間わず各プロジェクトに応じた資金提供を得て、日常の活動を展開している⁴³⁾。

主な活動は地域在住の芸術家の協力を得て、普段芸術とは無縁の施設や団体に芸術家を長期間にわたり派遣、滞在させるものである。例えば、(1) Art at Work—工場や作業場などに派遣された芸術家が労働現場をテーマにした作品を創作する、(2) Art in Care—病院や社会福祉施設、刑務所などに芸術家を派遣し、在住者に芸術活動を指導、教授する、(3) Art with Communication—図書館、公民館、学校に派遣された芸術家が子供や地域住民と芸術活動を行う、(4) Art on Issues—労働組合や圧力団体に芸術家を派遣する、といった活動を過去には行ってきた⁴³⁾。

この団体がめざしているのは、芸術活動が芸術家と一部の愛好家に独占されている現状を少しでも改善することである。こうした出会いは芸術家にとっては、新たな創造活動をかきたてるきっかけになる一方で、芸術に無縁だった人々には日常的に芸術とふれあう機会を安価で提供するものである。

例えば、精神病院におけるプロジェクトでは、病棟内にアトリエを整備し、画家を毎日滞在させるものであった。そして、患者は自由にいつでもアトリエを訪問でき、画家の指導を受けながら、絵を描くことができる。関係者によれば、大半の患者が生まれてはじめて絵筆を握るとのことである。

また、同様に中心市街地の廃校の一部を安く借り受け、芸術家を常時滞在させ、失業者や学生など25人ほどにアトリエを用意するプロジェ

クトも地域保健局からの資金提供で実現している。このような芸術家を長期にわたり施設・機関に滞在させる仕組みは art-in-residence とよばれ、欧米では盛んであるが³⁾、関係機関を調整するなかで、こうしたプロジェクトを提案・実行できる Artists' Agency のような組織はイギリスでも非常に珍しいものである⁴⁴⁾。

IV. 結び

—「公共財としての芸術文化」をめぐる—

本論は「公共財としての芸術文化」の限界と可能性について、マスグレイヴの社会財及び価値財の概念をふまえながら、イギリスの芸術振興システムを研究対象として検討したものであった。しかし、社会財としての可能性に関しては「芸術の生活化」という意味で評価したものの、現時点では例外的な存在にすぎない。芸術支援の予算内訳をみても、公的に供給される芸術文化の大半は社会財ではなく、価値財として供給されているのが実情である。

しかし、芸術文化が価値財として供給され続ける限り、第1章で述べた文化インフラストラクチャーを構成する個人、芸術家、公共体のそれぞれ達成すべき目標—「個人的便益」「芸術的な質の高さ」「社会的便益」—は常に乖離する可能性があることは以下の例からも明らかといえる。

ある自治体が人気の高い芸術家の展覧会を開催し、多くの入場者が訪れたとしよう。この場合、多くの地域住民が私的便益(= Quality of Lifeの達成)を受けた可能性は高い。ポーモル等は芸術文化の社会的便益として「国家(地域社会)に付与する威信」「周辺ビジネスへのメリット」「将来世代への文化伝承」「教育的貢献」をあげているが³⁴⁾、この場合の社会的便益についてはその自治体の価値欲求に適合したか否かが唯一の評価基準となる。したがって、私的便益と社会的便益との間に相関関係が成り立つ保障はない。

同様に、こうした私的便益(例えば入場者数

など)と達成された社会的便益のいずれもは評論家・専門家などによる展覧会自体の評価(いわゆる芸術の質=Quality of Art)とは無関係である点も自明である。したがって、これら三つの異なる便益・評価に相関関係は認められないことから、このような危険性を無視して、公共体が芸術振興を推進した場合、常に文化インフラストラクチャーは不安定になることは十分予想できる。

これは第1章で指摘した公共財供給の意志決定過程に由来する問題といえる。公共財供給は住民の選好をもとにした公共的意志決定と専門家による社会的評価との間で、相互にインタラクティブな関係が構築されてはじめて成立すると前述した。芸術文化に関連する公共財の社会的評価に関しては、1)客観的な評価自体がむずかしいこと、2)したがって、評価が専門家の主観的な価値基準に依存するので、議会制民主主義に馴染まないこと、3)政策効果の評価にあたっては極めて長期的な期間を必要とすることといった障害が考えられる。

さらに、仮に社会的評価が定まったとしても、それが住民の選好と一致するか否かとは全く別問題である。この問題に関する事例としては、1980年代にニューヨークで論争となった「傾いた弧」事件が有名である⁴⁰⁾。

一般公共事業局が国家芸術基金の助力を得て、1981年にマンハッタンのフェデラル・プラザにリチャード・セラによるインスタレーション「傾いた弧」を設置した。しかし、住民による撤去運動の結果、この作品は1989年に撤去された。この「傾いた弧」事件は芸術の公共性をめぐって大論争を巻き起こしたが、まさに国家芸術基金という専門機関が芸術作品に下した「社会的評価(社会的便益)」が撤去運動という「住民の選好による公共的意志(個人的便益)」と食い違った事例といえる。したがって、こうした事態を避けるためには、第1章で述べた「地域住民が芸術家による創造活動を社会的便益として認知すること」及び「芸術支援財源の多様性を確保すること」を通して「全ての納税

者の多様な価値観」を反映させるための文化インフラストラクチャーの構築が必要不可欠となる。

今回検討したイギリスにおける芸術振興システムについても、未だ改革途上で迷走状態にあるだけに、このような矛盾する部分がかいま見えるものであった。

芸術評議会を中核とした国全体の芸術支援システムでは、芸術文化は戦後一貫して価値財の性格を持った社会サービスの一つとして明確に位置づけられていた。しかし、1980年代のサッチャリズムが「ビジネスの機敏さと効率性」を芸術支援システムに取り込もうとした結果、芸術振興の性格が価値財(社会サービス)供給ではなく、(余暇)産業振興へとシフトしはじめたといえる。この傾向がさらに強まることはイギリス芸術支援システムの特徴である arm's length の形骸化を招き、イギリス芸術評議会自体の存在意義を問うことに結び付くだろう。その文脈でいえば、1994年4月以降、イギリス芸術評議会からスコットランド及びウェールズが除外され、単なるイングランド芸術評議会に格下げになるという事実はその前兆であり、これをもってイギリス芸術評議会の廃止と位置付けてよいのかもしれない。

それに対して、北部イングランド地方におけるNABの取り組みは「社会財としての芸術文化」の可能性を模索したものであったといえる。特に芸術へのアクセス改善を最優先する政策目標はまさに財・サービスの等量消費を目指したものであり、非常にユニークなものである。しかしながら、先見の明があつてこの政策を推進したという側面よりも、地域経済そのものが崩壊状態で、価値財を供給するだけの財政基盤がないという地域固有の事情から、結果的に社会財的性格を強めざるをえなかったといった方が正解かもしれない。その意味では「測定できない『芸術の質』の向上に拘らず、失業者対策や貧困対策といった社会的効果が重要である」とNABの担当者が説明するのも一理あるものである。

最後に、本論においては、社会財と価値財という公的欲求の二つの概念を「住民の選好による公共的意志決定」と「専門家による社会的評価」という公共財供給を決定する際の意志決定過程の違いに結び付け、イギリスにおける芸術振興について論じることを試みた。その意味では、サッチャリズムの影響を受け、効率化と民間資金の積極的な導入を試みたイギリス全体の芸術振興システムの改革と芸術文化へのアクセスを重視した北イングランド地方におけるNABの芸術振興とは問題解決のアプローチとしてはコインの裏表の関係と位置付けることが懸命であろうと思われる。

また、今後の研究方向の手がかりとしては「芸術振興における中央集権と地方分権」といった新たな課題に注目してみたい。特に、北部イングランド以外の各地域での芸術振興についても調査を重ねることで、イギリスの芸術振興の全体像を明確にしながら、国と地方との関係について考えることができればと希望している。

註

- 1) 文化行政の第一人者である梅棹忠夫が、我が国における文化行政を推進するための戦略として運営組織づくりとともに施設整備先行を容認している点は非常に興味深い。上田 [44]、梅棹 [45] 参照。また、Fumaroli [9] はフランスの文化行政に対して、1980年代における都市再開発事業と文化振興を結び付けたミッテラン大統領の姿勢を「国家的土木事業としての文化行政にすぎない」と厳しく批判している。
- 2) Watersは公共体が芸術支援を行うことを肯定的に評価している。詳しくはWaters [26] Chap.14参照。その一方で、公共体による芸術支援を最小限に限定すべきという意見も多い。例えば、吉田 [50] 参照。
- 3) この項全般の記述については Stiglitz [24]、本間 [30] から多くの示唆を得た。また、個人の多様な欲求の出現に伴い、公共財が多様化するなかで、純粋公共財や公共的な性格を持つ準公共財を基本

的サービスと選択的サービスに分けて分析するという牛嶋 [46] の指摘も興味深い。この場合、基本的サービスとは、伝統的に政府に対して求められる、人々の生活必需時間や拘束時間に関連する上下水道、警察、消防・救急、保健・医療といったサービスである。一方、住民は増加してきた自由時間を通じて精神的な満足、生きがい、自己実現の達成を求めるようになってきており、このような自由時間に関連した生涯学習への支援、文化振興、スポーツ振興などに関する公共財の供給は選択的サービスと位置付けられている。この文脈からいえば、住民の自由時間に関連する公共財の一つとして芸術振興は考えられる。また、総理府 [43] によれば、1979年以降、心の豊かさを重視する人の割合がものの豊かさを重視する人の割合を上回ってきており、1992年では「心の豊かさ」(57.2%) に対し、「ものの豊かさ」(27.3%) となっている。

- 4) 福祉国家と新保守主義については、例えば川上 [36] 参照。
- 5) Musgrave [15] 参照。
- 6) Bamol and Buen [5] 参照。しかし(1)で指摘される「機会の不平等」が存在し、(2)でいわれる「未成年者に対する芸術享受機会の提供」がその社会で長期的になされていないとすれば、(3)における「人々の共通の欲求」は存在し得ないことになる。つまり、全住民に対する機会が平等でなければ、それは「全ての人々の欲求」とはならない。また、未成年者に対する芸術享受機会の提供がないとするならば、人々の欲求が生ずるきっかけさえ失われることになる。このように考えると、むしろ(3)が成立する前提条件として「機会の不平等の改善」及び「未成年者に対する芸術享受機会の提供」を重視し、位置付け直した方が懸命だと思われる。
- 7) Pick [21] 及び池上 [31] 参照。
- 8) 有馬 [28] 参照。
- 9) 例えば、A.センは「福祉とは住民が生きがいを実現する機会である」と提唱している。また、この概念と「生活の芸術化」を結び付ける議論としては、池上 [32] 参照。

- 10) Waters [26] Chap.6.
- 11) Musgrave [16] 参照.
- 12) Watersはこのように論点を整理した上で、(1) 目減りする可処分所得は相対的に小額なので、芸術分野の消費には影響がほとんどないこと、(2) その上で、市場における選択可能性が広がるのは明らかである、という理由から公共体による芸術支援を支持している。しかし、(1) はともかく、(2) の根拠が彼の論文中には全く見あらず、この点は「補助金を受けた芸術」の存在自体が市場をゆがんだものとするという彼の問題提起と矛盾している。
- 13) Pick [21] Chap.7参照.
- 14) 同上.
- 15) 芸術施設や芸術活動を含む複合用途開発とは、よりよい居住と仕事の場を提供するために、美術館、コンサートホール、劇場、屋外パフォーマンス広場などがオフィス、ホテル、商業、住居施設とともに設置されている都市開発を指す。詳しくは Snedcof [23] 参照.
- 16) 芸術振興システムが未成熟な我が国においては、しばしば政争の道具に地域の文化事業が取り上げられるケースが多い。例えば「困る「自治体芸術」不安定」日本経済新聞(朝刊)1993年3月12日付参照。この記事では「政治」が絡む自治体は芸術の庇護者として不安定なのではないかという懸念を紹介している。
- 17) イギリスにおける福祉国家の形成とサッチャリズムとの係わりについては、毛利 [41] [42] に詳しく記されている。また、これらと地方自治との係わりについては増田 [40]、1980年代のイギリス経済全般については内田 [47] 参照.
- 18) Waters [26] Chap.10参照.
- 19) 井出 [33] 参照.
- 20) Keynes [13] 参照.
- 21) この目標についてはThe Charter of Incorporation Granted by HER MAJESTY THE QUEEN To The Arts Council of Great Britain (1967)に明記されている。
- 22) Pick [21] Chap. 8 参照.
- 23) Arts Council of Great Britain [2] 参照.
- 24) Thatcher [25] 参照.
- 25) Arts Council of Great Britain [1] 参照.
- 26) 「芸術振興基金」プロジェクト [29] 参照.
- 27) Arts Council Library [4] 参照.
- 28) National Arts and Media Strategy Unit [17] 及び Webber [27] 参照.
- 29) Arts Council of Great Britain [3] 参照.
- 30) 芸術官僚の弊害については Pick [21] Chap.7参照。現在ロンドンには4つの独立した交響楽団があるが、そのうち2つへの支援打ちきりは「首都の音楽生活が劇的に変わる」といわれるほどの衝撃であつた。詳しくは ‘Arts Council cuts funding lifeline to top orchestras’, The Times, 9 July, 1993, 及びこの件を論評したMorrison [14] 参照. ‘
- 31) 1980年代以降、消費市場における芸術分野の積極的な評価が行われるようになった。Policy Studies Institute (以下PSI)は “The Economic Importance of The Arts in Britain” (1983) において、「1980年代はヨーロッパ各国の財政が縮小傾向にあつたので、芸術関係予算を確保するためには、その理由付けが必要であつた」として、イギリスで最初の芸術分野の経済的規模を把握しようとする調査を試みた。その結果として「芸術分野は直接的に、あるいは間接的に(イギリス)経済に貢献している巨大な産業であり、広範囲にわたる活動が行われている」と記述している。また、PSIの “The Art Festival in UK” (1990) においては、地方芸術祭は地域に根ざした伝統的なイベントであるという先入観に反して、イギリス国内で現在開催されている芸術祭の5割以上が1980年代に入って始まったものに過ぎないという調査結果を示している。このことから、芸術祭による観光産業の活性化を重要視していることがうかがえる。
- 32) Department of National Heritage [7] [8] 参照.
- 33) リバプール周辺およびハイランド地方の貧困は欧州レベルでも最低水準であり、ECの最貧困地域の指定を受け、補助金を給付されることを地元自治体が望んでいると報じられている。この記事からも、19世紀に「世界の工場」といわれたイギリス北部地域における現在の衰退度をうかがうことができる。‘EC offers hope of escape from poverty. Merseyside and much of Scotland want to be classed

- among the poorest regions in Europe' *The Times*, 3 July, 1993.
- 34) 山本 [49] 参照.
- 35) Sampson [22] 参照.
- 36) Waters [26] 参照.
- 37) Central Statical Office (1992) 'Regional Trends 27' HMSOより作成.
- 38) Northern Arts [19] 参照.
- 39) Northern Arts [20] 参照.
- 40) Northern Arts [18] 参照.
- 41) 1992年10月22日のインタビューの際に明言された. また, 1989年12月にN A Bを訪問した際にも本論文に関する貴重な助言をいただいている.
- 42) Northern Arts [20] 参照.
- 43) ARTISTS' AGENCYによる各種紹介パンフレットを参照.
- 44) 筆者は1989年12月及び1992年10月下旬に, ARTISTS' AGENCYによるプロジェクトを直接見学する機会を得た. また, こうした慈善団体は税制的にも恵まれている点が我が国とは異なっており, イギリスにおけるボランティア活動が活発である裏付けの一つでもある. こうしたイギリスのボランティア活動の現状についてはHedley [10] 参照.
- 45) Baumol and Bouen [5] 参照. また, Keynes [11] [12] [13] はイギリスの繁栄には公共体による芸術振興が欠かせないとしており, 非常に興味深いものである.
- 46) 社会財として考えられる代表的な芸術形態の一つに「美術館ではない, 公共的な性格を持った空間に置かれた作品」を指すパブリック・アート (公共芸術) がある. 詳しくは柏木 [35] 参照.
- [5] Baumol, W. J. and Bouen, W. G., *Performing Arts The Economic Dilemma*, 1966. (邦訳: 池上惇, 渡辺守章監訳『舞台芸術 芸術と経済のジレンマ』芸団協出版部, 1994年)
- [6] Central Statical Office, *Regional Trends* 27, 1992.
- [7] Department of National Heritage, *Annual Report* 1994, 1994.
- [8] Department of National Heritage, *A guide to the Department and its sponsored bodies*, 1993.
- [9] Fumaroli, M., *L'état Clturel, une religion moderne*, 1991. (邦訳: 天野恒雄訳『文化国家—近代の宗教—』みすず書房, 1993年)
- [10] Hedley, H. and Smith, J. D., *Volunteering and Society*, 1992. (邦訳: 小田兼三, 野上文夫監訳『市民生活とボランティア』新教出版社, 1993年)
- [11] Keynes, J. M., 'Art and State', 1936. Moggridge, D. ed., *The Collected Writings of John Maynard Keynes Volume XXVIII Social, Political and Literary Writings*, 1982.
- [12] Keynes, J. M., 'The Art in War-Time', 1943. Moggridge, D. ed., *The Collected Writings of John Maynard Keynes Volume XXVIII Social, Political and Literary Writings*, 1982.
- [13] Keynes, J. M., *Art Council: Its Policy and Hope*, 1945. Moggridge, D. ed., *The Collected Writings of John Maynard Keynes Volume XXVIII Social, Political and Literary Writings*, 1982.
- [14] Morrison, R., 'Whose side are they on? on the role of the Arts Council', *The Times*, 9 July, 1993.
- [15] Musgrave, R.A., *The Theory of Public Finance A Study in Public Finance*, 1959. (邦訳: 木下和夫監修『財政理論』有斐閣, 1962年)
- [16] Musgrave, R.A & Musgrave, P.B., *Public Finance in Theory and Practice*, 1980. (邦訳: 木下和夫監訳『財政学』有斐閣, 1981年)
- [17] National Arts and Media Strategy Unit, *Towards a National Arts and Media Strategy*, 1992.
- [18] Northern Arts, *Northern Arts annual report*, each year
- [19] Northern Arts, *Northern Arts Highlights 1961-91*, 1991.
- [20] Northern Arts, *Northern Arts Budget 1992/93*, 1993.

参考文献

- [1] Arts Council of Great Britain, *Glory of Garden*, 1984. (邦訳: 芸団協訳『文化政策研究 (3) —イギリス—』芸団協, 1987年)
- [2] Arts Council of Great Britain, *47th annual report and accounts 1991/92*, 1992.
- [3] Arts Council of Great Britain, *Arts Council Corporate Plan 1993/94-1995/96*, 1993.
- [4] Arts Council Library, *The Arts Funding System*, 1992.

- [21] Pick, J., *The Arts in A State, A Study of Government Arts Policies from Ancient Greece to The Present*, 1988.
- [22] Sampson, A., *The Essential of Britain Democracy in Crisis*, 1992. (邦訳：廣瀬升彦『英国の解剖』同文書院インターナショナル, 1993年)
- [23] Snedcof, H.A., *Cultural Facilities in Mixed-Use Development*, 1985. (邦訳：伊藤杏里訳『都市開発と文化施設 複合用途開発の新たな戦略』鹿島出版会, 1992年)
- [24] Stiglitz, J. E., *Economics of the Public Sector*, 1988. (邦訳：藪下史郎訳『公共経済学』マグロウヒル, 1989年)
- [25] Thatcher, M., *The Downing Street Years*, 1993. (邦訳：石塚雅彦訳『サッチャー回顧録』日本経済新聞社, 1993年)
- [26] Waters, I., *Entertainment, Arts, and Cultural Service*, 1989.
- [27] Webber H. & Challans T., *A Creative Future*, HMSO, 1993.
- [28] 有馬昌宏「現代の文化経済学」池上惇, 山田浩之編『文化経済学を学ぶ人のために』世界思想社, 1993年.
- [29] 「芸術振興基金」プロジェクト編『芸術文化振興基金の課題』日本芸能実演家団体協議会, 1990年.
- [30] 本間正明編『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社, 1993年.
- [31] 池上惇『財政学』岩波書店, 1990年.
- [32] 池上惇『生活の芸術化』丸善ライブラリー, 1993年.
- [33] 井出洋一郎「どこかちがうキュレーターと学芸員」『美術手帖1994年3月号』美術出版社, 1994年.
- [34] 自治体国際化協会ロンドン事務所「英国の地方自治入門」自治体国際化協会, 1993年.
- [35] 柏木博「パブリック・アートは何を気づかせるか」『だれのための美術なのかパブリック・アートの可能性 美術手帳1993年8月号』美術出版社, 1993年.
- [36] 川上忠雄「新保守主義の登場」川上忠男 増田寿男編『新保守主義の経済社会政策』法政大学出版会, 1989年.
- [37] 木寺久, 内貴滋『サッチャー首相の英国地方制度革命』ぎょうせい, 1989年.
- [38] 君村昌, 北村裕明編『現代イギリス地方自治の展開 —サッチャリズムと地方自治の変容—』法律文化社, 1990年.
- [39] 京都大学経済学部財政学研究室文化経済研究プロジェクト『芸術文化振興政策の財政的基礎』日本芸能実演家団体協議会, 1990年.
- [40] 増田寿男「イギリス資本主義の危機とサッチャリズム」川上忠男, 増田寿男編『新保守主義の経済社会政策』法政大学出版会, 1989年.
- [41] 毛利健三『イギリス福祉国家の研究 社会保障発達の諸画期』東京大学出版会, 1990年.
- [42] 毛利健三「サッチャー時代の歴史的文脈」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 第2巻 国際比較(1)』東京大学出版会, 1991年.
- [43] 総理府『国民生活に関する世論調査』1993年.
- [44] 上田篤「第四の都市づくり」『梅棹忠夫著作集第21巻都市と文化開発』中央公論社, 1992年.
- [45] 梅棹忠夫「都市と文化開発の30年」『梅棹忠夫著作集第21巻 都市と文化開発』中央公論社, 1992年.
- [46] 牛嶋正『現代の地方自治 新版』有斐閣, 1993年.
- [47] 内田勝敏編『イギリス経済 サッチャー革命の軌跡』世界思想社, 1989年.
- [48] 宇都宮深志編『サッチャー改革の理念と実践』三嶺書房, 1990年.
- [49] 山本健児「イギリスの地域問題とサッチャー政権」川上忠男 増田寿男編『新保守主義の経済社会政策』法政大学出版局, 1989年.
- [50] 吉田和男「文化経済学を学ぼう」池上惇, 山田浩之編『文化経済学を学ぶ人のために』世界思想社, 1993年.

表1 A C G Bにおける地域別助成金配分 (1991/92年) (単位: £)

	地方芸術委員会への配分			直接投資*	合計	一人当たりの 芸術予算
	基本予算	改革コスト	小 計			
Eastern	2,690,464	131,000	2,821,464	3,051,536	5,873,000	1.03
East Midland	2,292,000	51,100	2,343,100	2,928,900	5,272,000	1.58
London	7,862,194	185,000	8,047,194	15,342,806	23,390,000	3.44
Lincolnshire & Humberside*	1,066,054	258,500	1,324,554	—	—	—
Merseyside*	337,575		337,575	—	—	—
Northern	4,408,714	25,000	4,433,714	3,093,286	7,527,000	2.45
North West	3,910,011	330,000	4,240,011	8,820,989	13,061,000	2.02
Southern	2,302,000		2,302,000	5,688,000	7,990,000	1.76
South East	2,121,000		2,121,000	1,511,000	3,632,000	0.96
South West	2,266,000		2,266,000	5,242,000	7,508,000	1.9
West Midland	3,125,000		3,125,000	6,014,000	9,139,000	1.75
Yorkshire & Humberside	3,084,076	186,500	3,270,576	8,806,424	12,077,000	2.44
そ の 他		373,000				
[地方委員会 小計]	35,465,088	1,540,100	37,005,188	58,461,812	95,467,000	2
England					153,580,000	3.21
Scotland (参考)					19,693,000	3.85*
Wales (参考)					1,103,000	0.38*

(注1) 「直接投資」とは地方芸術委員会を介さずに、A C G Bが各芸術団体を直接助成するもの。

(注2) Lincolnshire & Humberside Arts及びMerseyside Artsは1991年10月に廃止。

(注3) 「地方委員会への配分」小計 (£37,031,188) には「基本予算」「改革コスト」以外の「その他」 (£26,000) を含む。

(注4) イングランド合計額は地方芸術評議会の支出全額にNational Companyへの支出分がふくまれている。

(注5) スコットランド及びウェールズの「一人当たり芸術予算配分」は1990年人口データから独自に推計した。

(資料) Arts Council of Great Britain [2] より作成

表2 N A B 予算 (1992/93年度 単位: £)

財源分類	歳入金額	対象分野	歳出金額
Brithish Film Institute	421,991	実演芸術	1,884,100
Crafts Council	55,000	視覚芸術	718,850
ACGB	5,105,000	出版及び放送	955,050
地方自治体	713,108	企画・開発	1,458,550
企業からの寄付など	22,000	総務・広報	1,240,850
利子	40,000	次年度への	
前年度からの繰越金	40,000	繰越金	139,599
歳入合計	6,397,099	歳出合計	6,397,599

(資料) Northern Arts [20] より作成